

## 山形県国民保護計画素案

- 第 1 編 総論
- 第 2 編 平素からの備えや予防
- 第 3 編 武力攻撃事態等への対処
- 第 4 編 復旧等
- 第 5 編 緊急対処事態への対処

## 第 1 編 総論

## 第 1 章 計画の目的、県の責務、計画の位置づけ、構成等

県は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、県の責務を明らかにするとともに、県の国民の保護に関する計画の目的、趣旨、構成等について定める。

## 1 計画の目的

この計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。)に基づき、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、県全体として適切な態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

## 2 県の責務及び県国民保護計画の位置づけ

## 県の責務

県は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び県国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、県の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進

## 県国民保護計画の位置づけ

県は、その責務にかんがみ、国民保護法第 3 4 条の規定に基づき、県国民保護計画を作成  
県国民保護計画に定める事項

県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、県が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 3 4 条第 2 項各号に掲げる事項

## 3 県国民保護計画の構成及び計画作成上の留意事項

## 県国民保護計画の構成

県国民保護計画は、以下の各編により構成

- 第 1 編 総論
- 第 2 編 平素からの備えや予防
- 第 3 編 武力攻撃事態等への対処
- 第 4 編 復旧等
- 第 5 編 緊急対処事態への対処

## 資料編

## 計画作成上の留意事項

計画本編は、主に県、市町村及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置の全体像を示すものとし、データとして整理すべき項目その他の資料及び各種様式等の資料編を作成

また、県が実施する国民保護措置の具体的な運用にあたっては、別途マニュアルを作成することとし、マニュアル化するものについては計画中に明記

## 4 県国民保護計画の見直し、変更手続

#### 県国民保護計画の見直し

基本指針の見直し、研究成果や新たなシステムの構築、訓練等による検証等を踏まえた不断の見直しを実施。見直しに当たっては、県国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を聴取

#### 県国民保護計画の変更手続

変更に係る手続については、作成時と同様に、県国民保護協議会への諮問、内閣総理大臣への協議等を行い、県議会へ報告し、公表

#### 5 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画については、基本指針を踏まえ、県国民保護計画に基づき作成

#### 6 山形県地域防災計画等との関連

発災原因の違いはあるものの、災害の態様及びその対処において類似性のある事項については、山形県地域防災計画等の定める例により対処

#### 7 用語の意義

本計画における用語の定義等

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

#### 基本的人権の尊重

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

#### 国民の権利利益の迅速な救済

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するよう努める。

#### 国民に対する情報提供

県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

#### 関係機関相互の連携協力の確保

県は、国、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

#### 国民の協力

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

#### 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

安全の確保

県は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

県は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について定める。

#### 1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、市町村、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関において処理する業務を記載

県

市町村

指定地方行政機関

指定公共機関及び指定地方行政機関

#### 2 関係機関の連絡先

指定行政機関等

国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）

関係指定公共機関

指定地方公共機関

総合支庁・出先機関

市町村（教育委員会を含む。）

消防機関

その他関係機関

### 第4章 県の地理的、社会的特徴

県は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき県の地理的、社会的特徴について定める。

地形

気候

人口分布

道路の位置等

鉄道、空港及び港湾の位置等

自衛隊施設等

その他

鉄道、空港及び港湾の位置等、自衛隊施設等については、公開情報に基づき記載

## 第5章 県国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画においては、基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

県国民保護計画においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を対象として想定し、その特徴を記載

着上陸侵攻

ゲリラや特殊部隊による攻撃

弾道ミサイル攻撃

航空攻撃

特殊な対応が必要となるNBC攻撃（N：核兵器等、B：生物剤、C：化学剤を用いた兵器による攻撃）の特徴についても記載

### 2 緊急対処事態

県国民保護計画においては、緊急対処事態として、以下に掲げる事態例を対象として想定し、事態例の特徴等について記載

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム破壊

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダートボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

弾道ミサイル等の飛来

### 3 本県において特に留意すべき事項

想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態における本県の地理的、社会的特徴を踏まえた留意事項を記載

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 県における組織・体制の整備

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、各部局における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

#### 1 県の各部局における平素の業務

【県の各部局ごとに、国民保護措置に係る平素の業務について記載】

#### 2 県職員の参集基準等

職員の迅速な確保

県は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備

#### 24時間即応体制の確立

県は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、職員による当直体制を整備するなど24時間即応可能な体制を確保

#### 県及び県警察の体制及び職員の参集基準等

県は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、職員の参集基準及び事態の状況に応じた初動体制を整備（県警察においても同様）

#### 職員への連絡手段の確保

県の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保

#### 職員の参集が困難な場合の対応

県の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保

#### 職員の服務基準

県は、参集基準による初動体制ごとに参集した職員の行うべき所掌事務を制定

#### 交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について制定

- ・ 交代要員の確保その他職員の配置
- ・ 食料、燃料等の備蓄
- ・ 自家発電設備の確保
- ・ 仮眠設備等の確保 等

### 3 国民の権利利益の救済に係る手続等

#### 国民の権利利益の迅速な救済

県は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を制定

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応

#### 国民の権利利益に関する文書の保存

県は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、山形県文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を実施

県は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長

### 4 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等

市町村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市町村長及び国民保護担当職員へ連絡が取

れる体制も含む。)を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等を整備

また、国民の権利利益の救済の手続等について迅速な対応ができるよう担当課を定めるなど、体制の整備に努める。

指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等を整備

## 第2 関係機関との連携体制の整備

県は、国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的考え方

#### 防災のための連携体制の活用

県は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備

#### 関係機関の計画との整合性の確保

県は、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性を確保

#### 関係機関相互の意思疎通

県は、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。

### 2 国の機関との連携

#### 指定行政機関等との連携

県は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関と必要な連携を確保。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や県国民保護計画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を確保

#### 防衛庁・自衛隊との連携

県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、防衛庁・自衛隊との連携を確保  
指定地方行政機関との連携

県は、その区域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政機関との連携を確保

### 3 他の都道府県との連携

#### 広域応援体制の整備

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制を整備

#### 相互応援協定の締結等

県は、県境を越える避難やNBC攻撃による災害への対処などの武力攻撃事態等においても対応できるよう、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直しを行う等により、広域にわたる避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制における相互応援体制を整備

この場合において、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、消防庁を通じて国に情報を提供

#### 広域緊急援助隊の充実・強化

県警察は、他の都道府県警察と連携して、広域緊急援助隊が直ちに出勤できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出勤体制の確立等必要な体制を整備

#### 隣接する都道府県の間での情報共有

広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、隣接する都道府県と緊密に情報を共有

特に、生物剤による攻撃にあつては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所、衛生研究所等の機関は、近接する都道府県と緊密に情報を共有

#### 隣接県に対する事務の委託

県は、隣接県に対する国民保護措置の事務及びその一部の委託について準備

### 4 市町村との連携

#### 市町村との連携体制の整備

県は、区域内の市町村との緊密な連携を確保

この場合において、特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、都道府県と市町村との間で調整が必要な分野における連携に留意

#### 市町村の行うべき事務の代行

県は、市町村長の行うべき国民保護措置の全部又は一部を市町村長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、調整を実施

#### 市町村国民保護計画の協議

県は、市町村国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市町村の行う国民保護措置との整合性を確保

#### 市町村間の連携の確保

県は、近接する市町村が相互の市町村国民保護計画の内容について協議するための機会を設けることや、防災のために締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援することなどを通じて、市町村相互間の国民保護措置の整合性を確保

#### 消防機関の応援態勢の整備

県は、区域内の消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、県の区域内の消防機関との調整や応援態勢の整備を実施

また、消防機関におけるNBC災害に対応可能な部隊数やNBC災害に対応した資機材の所在について、把握

#### 消防団の充実・活性化の推進

県は、市町村と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を推進。また、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮

### 5 指定公共機関及び指定地方公共機関との連携

#### 指定公共機関及び指定地方公共機関との連携体制の整備

県は、区域内の指定公共機関及び指定地方公共機関との緊密な連携を確保

#### 指定地方公共機関国民保護業務計画の報告

県は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要に応じて必要な助言を行う。

関係機関との協定の締結等

県は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を実施

#### 6 ボランティア団体等に対する支援

自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備を充実

自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

県は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境を整備

### 第3 通信の確保

県は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等の通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について定める。

非常通信体制の整備

県は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮

非常通信体制の確保に当たっての留意事項

県は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用し、その運営・管理、整備等を実施

県警察における通信の確保

県警察は、管区警察局等、県及び市町村と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進

市町村における通信の確保

市町村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めることとし、既に防災行政無線の整備を行っている市町村においては、デジタル化の推進に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努める。

### 第4 情報収集・提供等の体制整備

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について定める。

#### 1 基本的考え方

情報収集・提供のための体制の整備

県は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報等を収集整理し、関係機関及び



住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備

体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意

関係機関における情報の共有

県は、国民保護措置の実施に必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

県警察における体制の整備

県警察は、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備

## 2 警報等の通知に必要な準備

警報等の通知先となる関係機関

警報が消防庁から通知されたときに、知事が警報の通知を行う市町村、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法等について整備

大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

県は、消防庁から警報の通知を受けたときに、知事が警報の伝達を行う区域内に所在する多数の者が利用又は居住する施設について、市町村との役割分担も考慮して定める。

市町村に対する支援

県は、市町村が高齢者等に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町村に対し支援を行い、県警察は、市町村が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町村との協力体制を構築

## 3 市町村における警報の伝達に必要な準備

市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定める。この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮

また、市町村は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ市町村国民保護計画に定める。

## 4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

安否情報収集のための体制整備

県は、安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県における安否情報の整理及び回答に係る責任体制を整備するとともに、あらかじめ、市町村の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握

安否情報の収集のための準備

県は、県が管理する医療機関、諸学校等の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握。また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知

安否情報の種類

県が収集する安否情報は以下のとおり

【収集・報告する情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

氏名

出生の年月日

男女の別

住所

国籍（日本国籍を有しない者に限る。）

～ のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）

居所

負傷又は疾病の状況

及び のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

2 死亡した住民（上記 ～ に加えて）

死亡の日時、場所及び状況

死体の所在

5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市町村は、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を実施

安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市町村は、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握

6 被災情報の収集・報告に必要な準備

情報収集・連絡体制の整備

県は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するために必要な体制を整備

被災情報収集のための準備

県は、市町村に対し、被災情報の報告様式を周知。指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を、速やかに、県に報告するよう周知

7 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

市町村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、必要な体制の整備に努める。

第5 研修及び訓練

県職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、県における研修及び訓練のあり方について必要な事項を定める。

1 研修

国の研修機関における研修の活用

県は、危機管理を担当する職員の資質の向上を図るため、国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保

県の研修機関における研修の活用

県は、職員研修所等において、広く職員の研修機会を確保。また、市町村と連携し、消防団員

及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を実施

外部有識者等による研修

県は、職員等の研修の実施に当たっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用

## 2 訓練

県における訓練の実施

県は、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図るため、市町村とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施。訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等と連携

訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施

- ・ 県対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び県対策本部設置運営訓練
- ・ 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- ・ 避難誘導訓練及び救援訓練

訓練に当たっての留意事項

- ・ 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携
- ・ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意
- ・ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映
- ・ 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮
- ・ 県は、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ・ 県警察は、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限

## 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

国の対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について定める。

### 1 避難に関する基本的事項

基礎的資料の準備

県は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、県の地図、道路網のリスト、避難施設リスト等以下のような基礎的資料を準備

- ・ 県の地図

- ・ 区域内の人口分布図
- ・ 区域内の道路網のリスト
- ・ 輸送力のリスト
- ・ 避難施設のリスト
- ・ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・ 生活関連等施設等のリスト
- ・ 関係機関の連絡先一覧、協定

市町村の避難実施要領のパターン作成に対する支援

県は、市町村の避難実施要領パターン作成に際して助言を実施。県警察は、避難経路選定等についての助言を実施

## 2 救援に関する基本的事項

### 基礎的資料の準備

県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、区域内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等以下のような基礎的資料を準備

- ・ 収容施設として活用できる土地、建物等のリスト
- ・ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・ 関係医療機関のデータベース
- ・ 救護班のデータベース
- ・ 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- ・ 墓地及び火葬場等のデータベース

### 電気通信事業者との協議

県は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって、必要な通信設備の臨時設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を実施

### 災害時医療の提供体制、医療の要請方法等

県は、医療関係団体等に対する、救護班の派遣要請など、適切な医療実施の要請方法について、地域防災計画等で定めている体制を活用することとし、また、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

### 市町村との調整

県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととすることができることから、市町村が行う救援に関する措置の内容、地域等について、関係市町村と調整

## 3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

県は、国と連携して、運送事業者である指定公共機関・指定地方公共機関等関係機関と協議の上、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備に努める。

### 運送事業者の輸送力の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関や地方運輸局等の協力を得て、運送事業者の輸送力について把握

### 輸送施設に関する情報の把握

県は、避難住民及び緊急物資の輸送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報について把握

### 運送経路の把握等

県は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管

理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努める。

#### 離島における留意事項

県は、飛島（酒田市）の住民の避難について、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備し、関係機関との連携協力を努めるとともに、輸送手段等の情報を把握

#### 4 交通の確保に関する体制等の整備

##### 武力攻撃事態等における交通規制計画

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定

##### 交通管理体制及び交通管制施設の整備

県警察は、武力攻撃事態における広域交通管理体制を整備

##### 緊急通行車両に係る確認手続

県警察は、武力攻撃事態等において、公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続、事前届出・確認制度を整備

##### 道路管理者との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるよう、道路管理者と密接に連携

#### 5 避難施設の指定

##### 避難施設の指定の考え方

県は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設を指定

##### 避難施設の指定に当たっての留意事項

- ・ 学校、公民館、体育館等の施設を指定。応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮
- ・ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮
- ・ 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定。できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮
- ・ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮
- ・ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮
- ・ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮

##### 避難施設の指定手続

県は、指定の際、施設管理者の同意を文書等により確認。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知

##### 避難施設の廃止、用途変更等

県は、施設の管理者に対し、廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受け入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、県に届け出るよう周知

##### 避難施設データベースの共有化

県は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報

を整理し、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を国に報告。また、避難施設の変更があった場合は、定期に国に報告

市町村及び住民に対する情報提供

県は、市町村による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設データベースの情報を市町村に提供。住民に対しても、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知

#### 6 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え

避難実施要領のパターンの作成

市町村は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成

輸送体制の整備等

市町村は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町村内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備し、県と連携して市町村内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握

市町村長が実施する救援

市町村は、知事との調整の結果、市町村長が行うこととされた救援に関する措置については、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定める。

### 第3章 生活関連等施設の把握等

#### 第1 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別に配慮を行うため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について定める。

#### 1 生活関連等施設の把握

生活関連等施設の把握

県は、その区域内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき把握。次の項目について整理（記載事項については、公開することにより支障が生じないように配慮）

- ・施設の種類
- ・名称
- ・所在地
- ・管理者名
- ・連絡先
- ・危険物質等の内容物
- ・施設の規模

県警察及び海上保安部長に対する情報提供

知事は、県警察及び海上保安部長に対して生活関連等施設に関する情報を提供し、連携を確保

#### 2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点を通知するとともに、県警察及び海上保安部長と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知。関係機関と施設の管理者との連絡網を整備。県は、事業者と協議の上、施設管理の実態に応じた連絡網を構築

県が管理する生活関連等施設の安全確保

県は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方を整備

管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請（施設の管理者の自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意）

管理者に対する助言

県警察は、知事、生活関連等施設の管理者の求め、生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施について必要な助言

### 3 市町村における平素からの備え

市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備

市町村は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方を整備

## 第2 県が管理する公共施設等における警戒

県が管理する公共施設、公共交通機関等については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、施設管理者である県として、予防対策について定める。

県は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、必要に応じ、警戒等の措置を実施  
市町村が管理する公共施設等における警戒についても、県の措置に準じて実施（県警察と連携）

## 第4章 物資及び資材の備蓄、整備

県が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について定める。

### 1 基本的考え方

防災のための備蓄との関係

避難や救援に必要な物資や資材については、防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備

国との連携

県は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、国全体としての対応を踏まえながら、国との密接な連携のもとで対応

### 2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備

防災のための備蓄との関係

県は、避難や救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえて備蓄・整備

国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、県としては、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応

国、市町村その他関係機関との連携

県は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、国、市町村その他関係機関

と連携

【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料 等

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 等

3 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等

施設及び設備の整備及び点検

県は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検を実施

ライフライン施設の代替性の確保

県は、その管理するライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、代替性の確保に努める。

復旧のための各種資料等の整備等

県は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

4 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備

市町村及び指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を定める。

1 国民保護措置に関する啓発

啓発の方法

県は、国及び市町村と連携しつつ、住民に対し、様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性についての啓発を行う。

防災に関する啓発との連携

県は、啓発の実施にあたっては、防災に関する啓発との連携を図り、消防団及び自主防災組織の特性を活かしながら地域住民への啓発を行う。

学校における教育

県教育委員会は、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

住民が取るべき対処等の啓発

県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用した住民への周知を図る。



運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置について、自然災害時の措置に準じて周知徹底

### 3 市町村における国民保護に関する啓発

市町村は、様々な媒体等を活用して住民に対する啓発を実施し、県国民保護計画に準じて、市町村国民保護計画に必要な事項を定める。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、県は、武力攻撃事態や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、政府による事態認定の前の段階における県の初動体制について定める。

#### 1 事態認定前における危機対策本部等の設置及び初動措置

##### 危機対策本部等の設置

知事は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、県としての確かつ迅速に対処するため、「山形県危機管理要綱」に基づく危機対策本部等を速やかに設置

- ・ 直ちに事案の発生について、消防庁を經由（県警察本部長においては、警察庁を經由）して国（内閣官房）に連絡
- ・ 県警察、消防、海上保安庁、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を実施

##### 事態認定前における初動措置

県は、危機対策本部等において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を実施

知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請

#### 2 国民保護対策本部に移行する場合の調整

危機対策本部等を設置した後に政府において事態認定が行われ、県に対し、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合については、直ちに県対策本部を設置して新たな態勢に移行するとともに、危機対策本部等は廃止

#### 3 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

市町村長は、多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合には、初動体制の確立に万全を期すものとする。

市町村は、初動措置の実施後に事態認定が行われ、市町村国民保護対策本部（以下「市町村対策本部」という。）を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに市町村対策本部を設置市町村対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整

を実施

## 第2章 県対策本部の設置等

県対策本部を迅速に設置するため、県対策本部を設置する場合の手順や県対策本部の組織、機能等について定める。

### 1 県対策本部の設置

県対策本部を設置する場合の下記手順について、具体的に記述

- ・ 県対策本部を設置すべき県の指定の通知
- ・ 知事による県対策本部の設置
- ・ 県対策本部員及び県対策本部職員の参集
- ・ 県対策本部の開設
- ・ 交代要員等の確保
- ・ 本部の代替機能の確保

県対策本部を設置すべき県の指定の要請等

知事は、県が県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、県における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請。県の区域内の市町村の長から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請があった場合も同様

県対策本部の組織構成及び機能

県対策本部の組織構成及び各組織の機能について、具体的に記述

県対策本部における広報等

県は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、県民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、県対策本部における広報広聴体制を整備

県現地対策本部の設置

知事は、避難住民の数が多き地域等において、市町村対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、県現地対策本部を設置

県現地対策本部長及び県現地対策本部員は、県対策副本部長、県対策本部員その他の職員のうちから県対策本部長が指名

県対策本部長の権限

県対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、下記の権限を適切に行使して、国民保護措置を的確かつ迅速に実施

- ・ 県の区域内の国民保護措置に関する総合調整
- ・ 国の対策本部長に対する総合調整の要請
- ・ 職員の派遣の求め
- ・ 情報の提供の求め
- ・ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め
- ・ 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め

県対策本部の廃止

知事は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止

### 2 通信の確保

#### 情報通信手段の確保

県は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保

#### 情報通信手段の機能確認

県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するとともに、直ちに総務省にその状況を連絡

#### 通信輻輳により生じる混信等の対策

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

#### 市町村における通信の確保

市町村は、県における通信の確保に準じ、通信を確保

### 第3章 関係機関相互の連携

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について定める。

#### 1 国の対策本部との連携

##### 国の対策本部との連携

県は、国の対策本部と密接に連携し、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を実施

##### 国の現地対策本部との連携

県は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密に連携

#### 2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

##### 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な事項を要請

##### 市町村からの措置要請

県は、市町村から要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関へ要請

#### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛庁長官に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請

また、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛庁長官に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請

#### 4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託

##### 都道府県間の応援

県は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県に対して応援を求め、その内容について消防庁を通じて国の対策本部に連絡

ただし、県公安委員会が、警察法第60条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡

#### 事務の一部の委託

県は、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、下記の事項を明らかにして委託するとともに、当該事項を公示し、消防庁を通じて総理大臣に届け出、議会に報告

- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

### 5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な事項を要請

### 6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣を要請。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を要請

県は、上記の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、上記の職員の派遣について、あっせんを要求

県は、市町村から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣

県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあっせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議

知事は、市町村から職員の派遣についてのあっせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あっせん

### 7 県の行う応援等

#### 他の都道府県に対して行う応援等

県は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を実施

#### 市町村に対して行う応援等

県は、市町村から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を実施

#### 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

県は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を実施

## 8 ボランティア団体等に対する支援等

### 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を実施

### ボランティア活動への支援等

県は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断  
安全の確保が十分であると判断した場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等を効果的に活用

### 民間からの救援物資の受入れ等

県は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制について整備

県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を実施

## 9 住民への協力要請

県は、国民保護法の規定により、次の措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮

### 避難住民の誘導

### 避難住民等の救援

消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

### 保健衛生の確保

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の通知及び伝達

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達等に必要な事項について定める。

#### 1 警報の通知等

##### 警報の通知

- ・ 知事は、警報が通知された場合に、市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の出先機関、その他の関係機関に通知
- ・ 知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村については優先して通知し受信を確認
- ・ 知事は、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知。放送事業者である指定地方公共機関は、通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送

##### 警報の伝達等

- ・ 県は、学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、警報の内容を伝達

- ・ 県は、速やかに警報の報道発表を行い、県のホームページに内容を掲載
- ・ 県警察は、拡声器を活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように図る

## 2 市町村長の警報伝達の基準

市町村長は、警報の通知を受けたときは、速やかに住民及び自治会等に伝達

警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として次の要領により実施

- ・ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれる場合は、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知
- ・ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれない場合は、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により周知

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討

市町村長は、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮し、体制の整備に努める。

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しない。（その他は警報の発令の場合と同様）

## 3 緊急通報の発令

緊急通報の発令

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報を発令

武力攻撃災害の兆候の通知や情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意

緊急通報の内容

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なもの

緊急通報の通知方法

緊急通報の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様（関係指定公共機関にも通知）

緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し特に優先して通知し受信確認

放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送

## 第2 避難の指示等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難に関する措置が極めて重要であることから、避難の指示等について定める。

### 1 避難措置の指示

避難措置の指示を受けた場合等の連絡

- ・ 知事は、国の対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合には、直ちに、その内容を、市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関、その他の関係機関に通知

- ・ 知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町村については、特に優先して通知し受信確認

避難措置の指示に伴う知事の措置

知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受け又は通知を受けた場合には、以下の措置を実施

- ・ 要避難地域を管轄する場合の、住民に対する避難の指示
- ・ 避難先地域を管轄する場合の、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置

上記以外の場合は、警報の伝達の場合と同様、その内容を関係機関に伝達

## 2 避難の指示

住民に対する避難の指示

知事は、避難措置の指示を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示

県対策本部内に集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し、避難を指示

動物の保護等に関する配慮

危険動物や、飼養等動物等の保護収容 等

放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送

【避難の指示の放送内容について】

放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送については、その迅速な伝達を確保する観点から、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねる。

県の区域を越える住民の避難の場合の調整

知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、「避難先地域」を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議

- ・ 避難住民数、避難住民の受入予定地域
- ・ 避難の方法（輸送手段、避難経路） 等

大規模な着上陸侵攻に伴う避難時の都道府県間の協議においては、個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を実施

知事は、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ区域内の市町村と協議を行いつつ、迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事に通知

総務大臣の勧告等

知事は、県の区域を越える避難を円滑に行うため、国の対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による指示が行われた場合には、その内容に従い、適切な措置を実施。総務大臣の勧告の内容に照らして、所要の措置を実施

国の対策本部長による利用指針の調整

- ・ 知事は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等

における利用のニーズが競合する場合の、国の対策本部への現場状況等を連絡

- ・ 知事は、国の対策本部長による意見聴取及び国の対策本部長からの情報提供の求めに適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。

避難の指示の国の対策本部長への報告

知事は、避難の指示をしたときは、国の対策本部長へ報告

避難の指示の通知及び伝達

- ・ 避難の指示の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様（関係指定公共機関にも通知）
- ・ 避難先地域を管轄する市町村長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知し受信を確認

避難施設の管理者への通知

知事は、管理者が避難施設の開設を早急に行うことができるよう、避難施設の管理者に対して、避難の指示の内容を通知

避難時における留意事項

離島における住民の避難

- ・ 飛島（酒田市）の住民の避難が必要となる場合には、知事は、避難すべき住民の数、想定される避難方法、現在確保が見込める運送手段、今後不足する運送手段の見込みの情報について、国の対策本部に早急に連絡
- ・ 知事は、関係機関と運送に係る個別の調整を実施
- ・ 県は、酒田市と連携しながら、避難の時期、避難の方法等を定める。

N B C 攻撃の場合

知事は、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置や、風下方向を避けて避難を行うことなどに留意した避難を指示。また、当該避難措置の指示の内容を踏まえた避難を指示

武力攻撃事態類型別の留意事項

- ・ 弾道ミサイルによる攻撃の場合
- ・ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合
- ・ 着上陸侵攻の場合

### 3 県による避難住民の誘導の支援等

市町村長の避難実施要領策定の支援

知事は、市町村長が避難実施要領を策定するに当たって意見の聴取を求められた場合には、円滑な避難住民の誘導が行えるよう助言。また、県警察は、交通規制、避難経路等について助言

市町村長による避難誘導の状況の把握

知事は、市町村長による避難住民の誘導が適切に行われているかについて状況を把握

また、県警察は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、情報収集や市町村からの要請に基づく所要の措置を実施

市町村長による避難住民の誘導の支援や補助

知事は、必要と判断する場合には、市町村長に対して食料等の提供を行うなど適切な支援を実施し、市町村長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難住民の誘導補助を実施



広域的見地からの市町村長の要請の調整

知事は、広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、所要の調整を実施。また、市町村長から県警察等に連絡が取れない場合は、警察官等による避難住民の誘導に関して自ら要請

市町村長への避難誘導に関する指示

知事は、市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合は、市町村長に対して、円滑な避難住民の誘導実施を指示。また、所要の避難住民の誘導が行われないときは、市町村長に通知した上で、県職員を派遣、指揮して避難住民の誘導を実施

国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行い、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合においては、国又は他の地方公共団体に対する支援を要請

内閣総理大臣の是正措置に係る対応

知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、市町村長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を実施

避難住民の運送の求めに係る調整

知事は、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合した場合又は競合が予想される場合には、広域的な観点から調整するとともに、運送事業者である指定地方公共機関に対し、自ら運送を要請

知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、円滑に行うべき旨を指示し、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、武力攻撃の状況についての必要な情報を提供

知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知

指定地方公共機関による運送の実施

運送事業者である指定地方公共機関は、知事又は市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。また、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより旅客の運送を確保するために必要な措置を実施

#### 4 避難実施要領

避難実施要領の策定

市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定

避難実施要領作成の際の主な留意事項

- ・ 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ・ 避難先
- ・ 一時集合場所及び集合方法
- ・ 集合時間
- ・ 集合に当たっての留意事項
- ・ 避難の手段及び避難の経路
- ・ 市町村職員、消防職団員の配置等
- ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ・ 要避難地域における残留者の確認
- ・ 避難誘導中の食料等の支援

- ・ 避難住民の携行品、服装
  - ・ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
- 5 避難所等における安全確保等

県警察は、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行う。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の重点的な取締りを行う。

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と連携を保ち、住民等の不安の軽減に努める。

## 第5章 救援

知事は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について定める。

### 1 救援の実施

#### 救援の実施

知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次の措置を実施

ただし、緊急を要し、救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、指示を待たずに救援を実施

- ・ 収容施設の供与
- ・ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ・ 医療の提供及び助産
- ・ 被災者の捜索及び救出
- ・ 埋葬及び火葬
- ・ 電話その他の通信設備の提供
- ・ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ・ 学用品の給与
- ・ 死体の捜索及び処理
- ・ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

### 2 関係機関との連携

#### 国への要請等

知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して、具体的な支援内容を明示して支援を要請

厚生労働大臣から他の都道府県の救援の実施について応援の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援

#### 他の都道府県知事に対する応援の求め

知事は、救援の実施に必要なときは、他の都道府県に応援を要請。この場合において、あらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、協定等の定める活動の調整や手続に基づき実施

#### 市町村との連携

市町村が行うこととされている救援の実施に関する事務以外の事務について、市町村長は知事の行う救援を補助することとされていることから、県は、市町村と密接に連携

#### 日本赤十字社との連携

知事は、救援措置のうち必要とされる措置またはその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合には、災害救助法における実務に準じた手続により実施

#### 緊急物資の運送の求め等

知事は、市町村の区域を越えて緊急物資の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合した場合又は競合が予想される場合には、広域的な観点から調整するとともに、運送事業者である指定地方公共機関に対し、自ら運送を要請

知事は、運送事業者である指定地方公共機関による緊急物資の運送が円滑に行われていない場合は、円滑に行うべき旨を指示し、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、武力攻撃の状況についての必要な情報を提供

知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知

#### 指定地方公共機関による緊急物資の運送

運送事業者である指定地方公共機関は、知事又は市町村長から緊急物資の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。また、それぞれの国民保護業務計画の定めにより、物資の運送を確保するために必要な措置を実施

### 3 救援の内容

#### 救援の基準

知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。

知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、厚生労働大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

#### 救援に関する基礎資料

知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施

#### 救援の内容

知事は、救援に際しては、それぞれ次の点に留意して実施

##### 収容施設の供与

- ・ 避難所の候補の把握
- ・ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ・ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- ・ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- ・ 収容期間が長期にわたる場合の対応
- ・ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握

##### 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

- ・ 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- ・ 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請
- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握
- ・ 引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

##### 医療の提供及び助産

- ・ 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
- ・ 被災状況の収集
- ・ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- ・ 避難住民等の健康状態の把握
- ・ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握

- ・ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- ・ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
- ・ 臨時の医療施設における応急医療体制の確保

#### 被災者の捜索及び救出

- ・ 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関、自衛隊、海上保安庁等の関係機関との連携

- ・ 被災情報、安否情報等の情報収集への協力

#### 埋葬及び火葬

- ・ 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
- ・ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
- ・ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- ・ あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応
- ・ 県警察及び海上保安庁等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
- ・ 墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応

#### 電話その他の通信設備の提供

- ・ 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- ・ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- ・ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
- ・ 聴覚障害者等への対応

#### 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

- ・ 住宅の被災状況の収集体制
- ・ 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
- ・ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- ・ 応急修理の相談窓口の設置

#### 学用品の給与

- ・ 児童生徒の被災状況の収集
- ・ 不足する学用品の把握
- ・ 学用品の給与体制の確保

#### 死体の捜索及び処理

- ・ 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携

- ・ 被災情報、安否情報の確認
- ・ 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
- ・ 死体の処理方法
- ・ 死体の一時保管場所の確保

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- ・ 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
- ・ 障害物の除去の施工者との調整
- ・ 障害物の除去の実施時期
- ・ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

#### 4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

NBC攻撃等の場合の医療活動を実施する際の留意事項

核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ

れ、次に掲げる点に留意して医療活動等を実施

核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

- ・ 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施
- ・ 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ・ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置
- ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

化学剤による攻撃の場合の医療活動

- ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

医療の要請等に従事する者の安全確保

県は、医師その他の医療関係者に対し、医療を要請し、又は指示する場合には、医療関係者の安全確保に十分に配慮

#### 5 救援の際の物資の売渡し要請等

救援の際の物資の売渡し要請等

知事は、救援を行うため必要なときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずることができる。この場合、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ次の措置を講ずることに留意

- ・ 特定物資について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請
- ・ 前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用
- ・ 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令
- ・ 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用
- ・ 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査
- ・ 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査
- ・ 医療の要請及び指示

### 第6章 安否情報の収集・提供

安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定める。

#### 1 安否情報の収集

安否情報の収集

県は、その開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報を収集

県警察の通知

県警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部に通知

安否情報収集の協力要請

県は、安否情報を保有する運送機関、医療機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意

安否情報の整理

県は、安否情報について、情報の正確性の確保を図るよう努め、重複している情報や真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理

## 2 総務大臣に対する報告

県は、総務大臣への報告に当たっては、安否情報省令に規定する様式第1号による書面を、電子メールで消防庁に送付。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などで報告

## 3 安否情報の照会に対する回答

### 安否情報の照会の受付

- ・ 県は、安否情報の照会窓口について、県対策本部を設置すると同時に住民に周知
- ・ 住民からの安否情報の照会については、県対策本部に設置する対応窓口で、書面の提出等により受け付ける。

### 安否情報の回答

- ・ 県は、照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、照会が不当な目的のものではなく、また、回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答
- ・ 県は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を回答

### 個人の情報の保護への配慮

- ・ 安否情報は個人情報であることにかんがみ、取扱いについて十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底
- ・ 安否情報の回答は、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断

## 4 日本赤十字社に対する協力

県は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、保有する外国人に関する安否情報を提供  
当該安否情報の提供に当たっても、3と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を実施

## 5 市町村による安否情報の収集及び提供の基準

### 市町村による安否情報の収集

市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により実施

また、市町村は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を要請

### 市町村による安否情報の報告及び照会に対する回答

市町村による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて実施

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 生活関連等施設の安全確保等

県は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### 武力攻撃災害への対処

知事は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を実施

#### 国の対策本部長への措置要請

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、知事が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請

#### 対処に当たる職員の安全の確保

県は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を実施

### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

知事は、武力攻撃災害の兆候の発見者からの直接の通報、市町村長、消防吏員等からの通知を受けたときは、県警察の協力を得つつ、兆候について事実関係を確認。必要があると認めるときは、適時に、消防庁を通じて、国の対策本部長に通知（兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知）

### 3 生活関連等施設の安全確保

#### 生活関連等施設の状況の把握

県は、県対策本部を設置した場合においては、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保

知事は、区域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、海上保安庁と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で情報を共有

#### 施設管理者に対する措置の要請

知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置を要請（安全確保のために必要な情報の施設の管理者への提供等、当該管理者及び施設従事者等の安全の確保に十分配慮）

県警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など可能な限り必要な支援を実施。自ら必要があると認めるときも同様

#### 県が管理する施設の安全の確保

知事は、県が管理する生活関連等施設についての安全確保のために必要な措置を実施（県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な場合には、支援を要請）

生活関連等施設以外の県が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にし、可能な範囲で警備の強化等の措置を実施

#### 立入制限区域の指定の要請

知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長に対し、立入制限区域の指定を要請

県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定

#### 立入制限区域について

##### ・ 範囲

県公安委員会又は海上保安部長が設定（生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域）

##### ・ 公示等

県公安委員会又は海上保安部長等は、立入制限区域を指定したときは、県公報や新聞への

掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示。現場においては、警察官又は海上保安官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明示

- ・ 効果

警察官又は海上保安官による当該区域への立入りの制限、禁止、退去命令

国の対策本部との緊密な連携

知事は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合においては、消防庁を通じて、国の対策本部長に対して、必要な措置の実施を要請

知事は、県警察等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極めつつ、講じている措置の内容、今後必要と考えられる措置、国において講ずべき措置等の情報を迅速に把握

国の方針に基づく措置の実施

生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、知事は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を実施。措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達

#### 4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

危険物質等に関する措置命令

知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の措置を命令

- ・ 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ・ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ・ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、上記措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を徴集

#### 5 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

県は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とし、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて実施

## 第2 N B C 攻撃による災害及び武力攻撃原子力災害への対処等

県は、N B C 攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるものとし、また、武力攻撃原子力災害への対処等については、山形県原子力災害対策指針に基づいた措置を講ずるものとする。このため、N B C 攻撃による災害及び武力攻撃原子力災害への対処に当たり必要な事項について定める。

### 1 N B C 攻撃による災害への対処

県は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

応急措置の実施

知事は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発



令するとともに、退避を指示。NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定

県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動の実施

国の方針に基づく措置の実施

知事は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を実施

関係機関との連携

知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町村、消防機関及び県警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速に支援を要請

県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所、衛生研究所、医療機関等と共有

精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

汚染原因に応じた対応

県は、国との連携の下、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて対応

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、流通事業者等を指導し、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命令

知事及び県警察本部長の権限

知事、県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、措置の実施に当たり、関係機関と調整しつつ、飲食物、衣類、寝具その他の物件の占有者に対して移動の制限、禁止又は廃棄命令、生活の用に供する水の管理者に対して使用、給水の制限又は禁止命令等の権限を行使

## 2 隣接県における武力攻撃原子力災害への対処

山形県原子力災害対策指針に基づく措置を実施

## 第3 応急措置等

県は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について定める。

### 1 退避の指示

退避の指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避を指示

退避の指示に伴う措置

- ・ 県は、退避の指示の住民への伝達を広報車等により速やかに実施（退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公表）
- ・ 県は、退避の指示をした場合は、退避を要する地域を管轄する市町村長、その他関係機関に速やかに通知
- ・ 県警察は、交通規制など必要な措置を実施
- ・ 県は、退避の指示を行った場合は、国の対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に

講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡

警察官による退避の指示

警察官は、市町村長、知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避を指示

## 2 警戒区域の設定

警戒区域の設定

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域を設定

警戒区域の設定方法等

知事は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。

- ・ 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示
- ・ 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知
- ・ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置を実施

警戒区域設定に伴う措置

- ・ 県は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命令。当該措置を講じたときは、直ちに市町村長に通知
- ・ 当該通知を受けた県警察は、交通規制などの必要な措置を実施
- ・ 県は、警戒区域の設定をした場合は、国の対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡

警察官による警戒区域の設定等

- ・ 警察官は、市町村長、知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又は要請があったときは、警戒区域を設定
- ・ 知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請

## 3 応急公用負担等

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を実施

- ・ 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用
- ・ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

## 4 消防に関する措置等

消防に関する措置等

- ・ 消防機関との連携

消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、県は、消防機関と緊密な連携

- ・ 県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を実施。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する広域緊急援助隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施

消防等に関する指示

- ・ 市町村長に対する指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必

要があると認めるときは、市町村長、消防長、水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示（その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を実施）

知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図るほか、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示

- ・ 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

被災県の知事は、区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等を要請

- ・ 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

知事は、自らの県が被災していない場合において、要請を受けた消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、自ら区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示

## 第8章 被災情報の収集及び報告

県は、被災情報を収集するとともに、国の対策本部長に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について定める。

### 被災情報の収集及び報告

県は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集  
特に、県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報を収集

県は、被災情報の収集に当たっては、市町村に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づく報告を要求

県は、自ら収集し、又は市町村及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに消防庁に報告

県は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、市町村に報告を求めることとし、収集した情報について次頁に定める様式に従い、電子メール、FAX等により消防庁が指定する時間に報告

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁に報告

県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに警察庁及び管区警察局に速やかに連絡

市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等

市町村は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に被災情報を報告

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

県は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について定める。

### 1 保健衛生の確保

県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施

#### 保健衛生対策

県は、避難先地域に対して、医師等保健医療関係者からなる巡回保健班を派遣し、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を実施（高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮）

#### 防疫対策

県は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施

#### 食品衛生確保対策

県は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、食品衛生関係団体と連携し、食品衛生班等による飲料水、食品等の衛生確保のための措置を実施

#### 栄養指導対策

県は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養士等からなる栄養指導班を編制し、栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を実施

## 2 廃棄物の処理

#### 廃棄物処理の特例

- ・ 県は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。（環境省と連携するとともに、関係市町村に対し情報提供）
- ・ 県は、特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導

#### 廃棄物処理対策

県は、地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備

- ・ 県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村からの要求に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整
- ・ 県は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援を要求

## 3 文化財の保護

#### 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

- ・ 県教育委員会は、県の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知
- ・ また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡

#### 国宝等の被害を防止するための措置の施行

- ・ 県教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝、特別史跡名勝天然記念物）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置を施行

この場合において、県教育委員会は、その職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

県は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図ることから、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定

県は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を実施

生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施

生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置

県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

県は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、当該都道府県の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び当該都道府県の区域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を実施

ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）

イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）

ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）

エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）

オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

国民生活安定緊急措置法に係る措置

県は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、当該都道府県の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び当該都道府県の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を実施

ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）

イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）

ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

#### 物価統制令に係る措置

県は、国が物価統制令第4条及び第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、ア及びイの措置を実施

ア 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）

イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条ノ2但書）

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施（物価統制令第30条第1項）

## 2 避難住民等の生活安定等

### 被災児童生徒等に対する教育

県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を実施

### 公的徴収金の減免等

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに県税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施

### 就労状況の把握と雇用の確保

県は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

### 生活再建資金の融資等

県は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施

## 3 生活基盤等の確保

### 県による生活基盤等の確保

- ・ 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を実施
- ・ 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者である県は、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理

### 指定地方公共機関による生活基盤等の確保

- ・ ガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を実施
- ・ 運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を実施
- ・ 医療関係機関である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を実施

## 第11章 交通規制

県警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととし、交通規制の実施にあたり必要な事項について定める。

### 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握

### 交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制の実施

### 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は県公安委員会が確認

### 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底

### 緊急交通路確保のための権限等

#### ・ 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用

#### ・ 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を実施

#### ・ 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置を命令

#### ・ 障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置を実施

### 関係機関等との連携

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保

## 第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

県は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について定める。

### 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

赤十字標章等（法第157条）

#### ア 標章

第一追加議定書（千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I））第8条（I）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）

イ 信号

第一追加議定書第8条(m)に規定される特殊信号(医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。)

ウ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書

エ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等  
国際的な特殊標章等(法第158条)

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

ウ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等

赤十字標章等の交付及び管理

知事は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、必要に応じ、具体的な交付要綱を作成した上で、次の医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

ア 避難住民等の救援を行う医療機関または医療関係者

イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関または医療関係者(ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む)

知事は、次の医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

ア 医療機関である指定地方公共機関

イ 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

特殊標章等の交付及び管理

知事又は県警察本部長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、必要に応じ、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ次の職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 知事

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う県の職員
- ・ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 県警察本部長

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
- ・ 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定にもとづき、特殊標章等の使用を許可する。

赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防



止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧について必要な事項について定める。

#### 1 基本的考え方

県が管理する施設及び設備の緊急点検等

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を実施

通信機器の応急の復旧

県は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を実施。復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡

国に対する支援要請

県は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を要求

#### 2 ライフライン施設の応急の復旧

県が管理するライフライン施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、県が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を実施

市町村及び指定地方公共機関に対する支援

県は、水道、電気、ガス等のライフライン事業者である市町村及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、所要の措置を実施

#### 3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

輸送路の優先的な確保のための措置

県対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を実施

県が管理する輸送施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設、空港等及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を実施

### 第2章 武力攻撃災害の復旧

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について定める。

#### 1 基本的考え方

国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向

けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、県は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって実施

県が管理する施設及び設備の復旧

県は、武力攻撃災害により県の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

### 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

県が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について定める。

#### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

国に対する負担金の請求方法

県は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金を請求

関係書類の保管

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管

#### 2 損失補償、実費弁償及び損害補償

損失補償

県は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

実費弁償

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

損害補償

県は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

#### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国の対策本部長の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

#### 4 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

国に対する負担金の請求等

市町村が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

損失補償及び損害補償

国民保護法に基づき市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

### 第5編 緊急対処事態への対処

#### 1 緊急対処事態

県は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と

類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて実施

## 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

県は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を実施

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて実施